

平成17年12月2日

**特殊自動車の排出ガス規制を強化しました**  
～「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を一部改正しました～

国土交通省は、本日、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を改正し、公道を走行する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の排出ガス規制の強化等を行いました。

今回の排出ガス規制の強化は平成15年6月の中央環境審議会第6次答申に基づくものであり、これにより我が国の特殊自動車の排出ガス規制は世界で最も厳しいレベルのものとなります。具体的には、今回の改正により、例えばディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値が、従来と比較して窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）で25%～43%、粒子状物質（PM）で15%～50%、炭化水素（HC）で33～60%強化されます。

### 1. 改正の概要

#### (1) 保安基準の細目を定める告示等<sup>\*1</sup>の一部改正

##### ① 排出ガス規制値の強化等

ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値を強化するとともに、ガソリン又は液化石油ガス（以下「LPG」という。）を燃料とする特殊自動車（定格出力が19kW以上560kW未満の原動機を備えたもの）に対して新たに排出ガス規制を実施することとしました。

これは、乗用車やトラック等に対する大幅な排ガス規制強化（新長期規制）に伴い、特殊自動車からの排出寄与率（自動車から排出される排出ガスの排出量（NO<sub>x</sub> 95万トン、PM 7.6万トン及びHC 30万トン）のうち、特殊自動車の寄与率は、それぞれNO<sub>x</sub> 約32%、PM 約15%、HC 約13%）<sup>\*2</sup>が相対的に高まることを踏まえたものです。

##### ② ガソリン・LPG特殊自動車に対する新たな排出ガス測定方法の制定

ガソリン・LPG特殊自動車については、国際規格（ISO規格）を基本とした「ガソリン・LPG特殊自動車7モード法」を新たに制定しました。なお、ディーゼル特殊自動車については、同じくISO規格に基づく現行の「ディーゼル特殊自動車8モード法」によることとしました。

##### ③ 自動車検査時の排出ガス検査の導入

自動車の検査における排出ガス検査として、ディーゼル特殊自動車には無負荷急加速黒煙試験による黒煙検査を、ガソリン・LPG特殊自動車にはアイドリング時のCO及びHC検査を実施することとしました。

（黒煙の規制値）定格出力区分毎に25%～40%

（アイドリング時の規制値）CO…1%、HC…500ppm

※1 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）及び「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1318号）を指します。

※2 中央環境審議会6次答申によるものです（平成12年度推計値）。なお、この排出量及び寄与率は公道を走行しないものを含む特殊自動車全体の値であり、今回の規制強化の対象である公道を走行するものの台数割合は35%です。

(2) 自動車型式指定規則等<sup>\*3</sup>及び自動車点検基準の一部改正について

①耐久走行後における排出ガス性能の確認について

特殊自動車についても、自動車型式指定の申請の際に一定時間（ディーゼル車については8,000時間（一部5,000時間）、ガソリン車については5,000時間）の耐久走行を行った自動車の提示を求め、耐久走行後においても良好な排出ガス性能が維持されていることを確認することとしました。

②自動車点検項目の追加について

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）を一部改正し、特殊自動車に係る点検項目に、排出ガス低減装置に対する点検を追加しました。

※3 「自動車型式指定規則」（昭和26年運輸省令第85号）及び「自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面」（昭和58年運輸省告示第331号）を指します。

2. 規制適用時期

(1) ディーゼル特殊自動車

- ・ 定格出力130kW～560kWの原動機を備えたもの  
平成18年10月1日（継続生産車及び輸入車については平成20年9月1日）
- ・ 定格出力19kW～37kW又は75kW～130kWの原動機を備えたもの  
平成19年10月1日（継続生産車及び輸入車については平成20年9月1日）
- ・ 定格出力37kW～56kWの原動機を備えたもの  
平成20年10月1日（継続生産車及び輸入車については平成21年9月1日）
- ・ 定格出力56kW～75kWの原動機を備えたもの  
平成20年10月1日（継続生産車及び輸入車については平成22年9月1日）

(2) ガソリン・LPG特殊自動車

平成19年10月1日（継続生産車及び輸入車については平成20年9月1日）

3. 規制強化による排出ガス削減効果

公道を走行しないいわゆるオフロードの特殊自動車についても、今年5月に公布された「特定自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、今後、今回の公道を走行する特殊自動車に対するものと同じレベルの排出ガス規制を実施する予定としています。

これらの規制が実施され、特殊自動車が全て新規制に適合するものに代替した場合、平成12年度と比較し、特殊自動車が排出する大気汚染物質は、NO<sub>x</sub>で約65%、PMで約46%、HCで約57%それぞれ削減<sup>\*4</sup>されることとなります。

※4 中央環境審議会6次答申によるものです（数字は平成12年度推計値）。

(注)1. (1)については、平成17年6月28日付で改正された環境省告示「自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）を考慮して所要の改正を行ったものです。

<お問い合わせ先>

- |               |  |
|---------------|--|
| （排出ガス規制関係）    | 自動車交通局技術安全部環境課（担当）林、吉池<br>TEL：03-5253-8111(42-522)直通：03-5253-8604  |
| （自動車型式指定規則関係） | 自動車交通局技術安全部審査課（担当）板倉、田中<br>TEL：03-5253-8111(42-314)直通：03-5253-8596 |
| （自動車点検基準関係）   | 自動車交通局技術安全部整備課（担当）青木、飯塚<br>TEL：03-5253-8111(42-412)直通：03-5253-8600 |

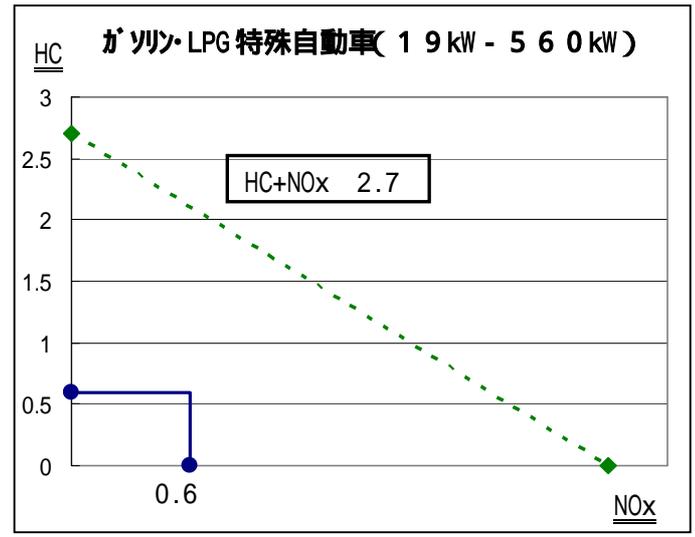
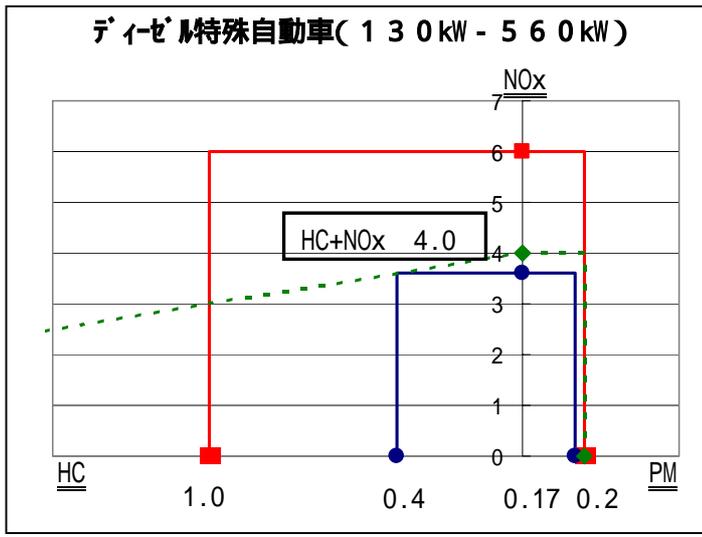
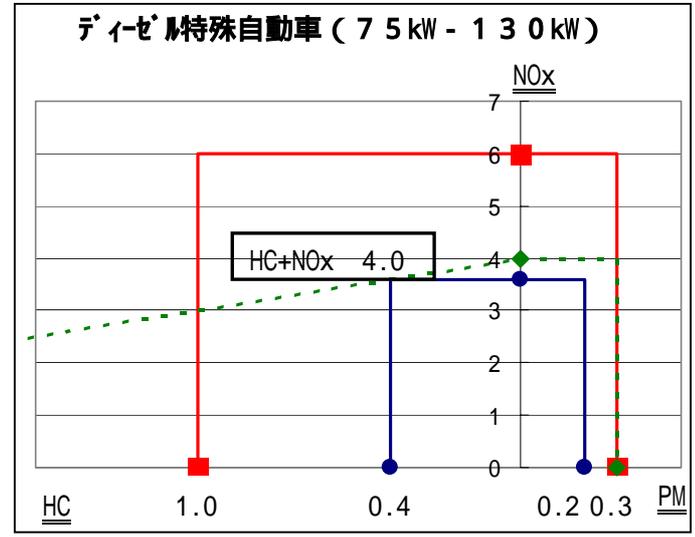
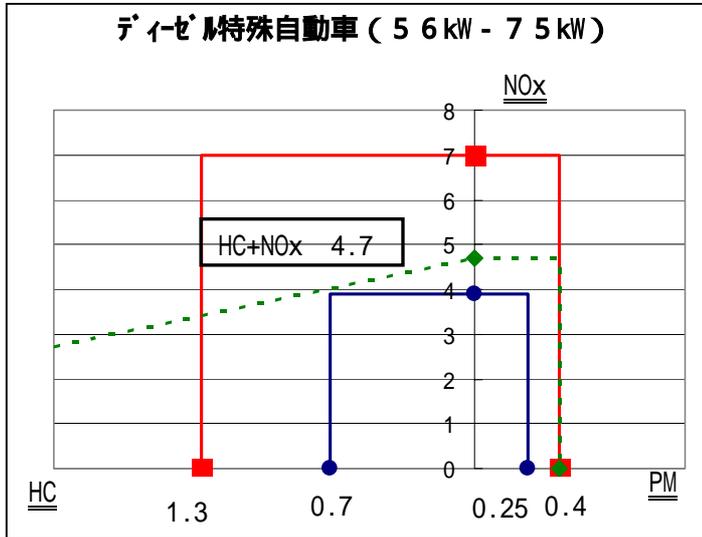
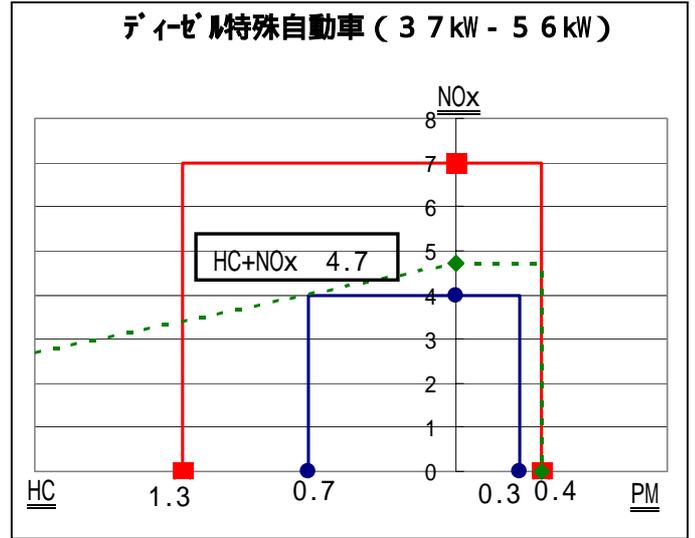
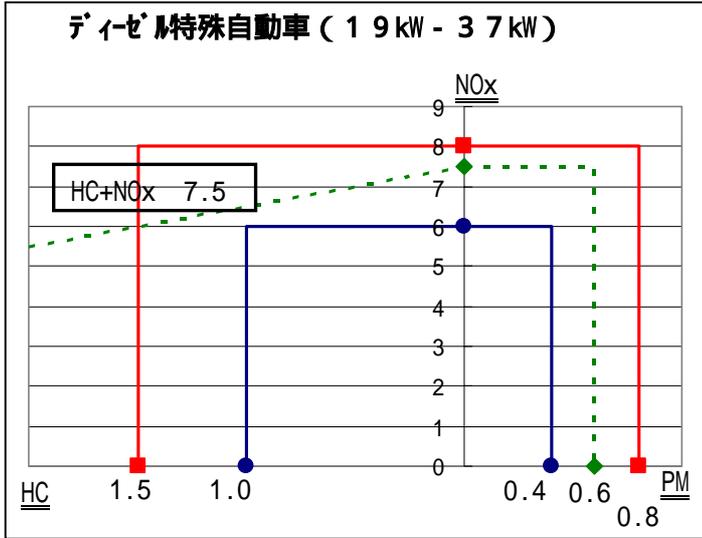
特殊自動車排出ガス規制値比較等一覧表(平均値)

特殊自動車の種別		一酸化炭素(CO) (g/kWh)		炭化水素(HC) (g/kWh)		窒素酸化物(NO <sub>x</sub> ) (g/kWh)		粒子状物質(PM) (g/kWh)		黒煙(%)又はアイドリング CO(%)・HC(ppm)		適用時期
		改正前の 規制値	新規制値 (削減率)	改正前の 規制値	新規制値 (削減率)	改正前の 規制値	新規制値 (削減率)	改正前の 規制値	新規制値 (削減率)	改正前の 規制値	新規制値	
ディーゼル車	定格出力が19kW以上37kW未満の原動機を備えたもの	5.00	5.00 (0%)	1.50	1.00 (33%)	8.00	6.00 (25%)	0.80	0.40 (50%)	40	40	新型車 平成19年10月1日 継続生産車・輸入車 平成20年9月1日
	定格出力が37kW以上56kW未満の原動機を備えたもの		5.00 (0%)	1.30	0.70 (46%)	7.00	4.00 (43%)	0.40	0.30 (25%)		35	新型車 平成20年10月1日 継続生産車・輸入車 平成21年9月1日
	定格出力が56kW以上75kW未満の原動機を備えたもの		5.00 (0%)	1.00	0.40 (60%)	6.00	3.60 (40%)	0.30	0.25 (38%)		30	新型車 平成20年10月1日 継続生産車・輸入車 平成22年9月1日
	定格出力が75kW以上130kW未満の原動機を備えたもの		5.00 (0%)	1.00	0.40 (60%)	6.00	3.60 (40%)	0.30	0.20 (33%)		25	新型車 平成19年10月1日 継続生産車・輸入車 平成20年9月1日
	定格出力が130kW以上560kW未満の原動機を備えたもの	3.50	3.50 (0%)	1.00	0.40 (60%)	6.00	3.60 (40%)	0.20	0.17 (15%)		25	新型車 平成18年10月1日 継続生産車・輸入車 平成20年9月1日
ガソリン・LPG車	定格出力が19kW以上560kW未満の原動機を備えたもの	-	20.0	-	0.60	-	0.60	-	-	-	CO:1 HC:500	新型車 平成19年10月1日 継続生産車・輸入車 平成20年9月1日

<備考>

- ・排出ガス成分ごとの改正前の規制値及び新規制値は、型式指定自動車、装置型式指定自動車及び型式認定自動車の基準(平均値)を示します。
- ・各排出ガスの測定は「ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」及び「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」により測定するものとします。
- ・自動車の検査の際、ディーゼル特殊自動車には無負荷急加速黒煙試験による黒煙検査を、ガソリン・LPG特殊自動車にはアイドリング時のCO及びHC検査を適用します。

### 特殊自動車規制値比較図



ガソリン・LPG特殊自動車については米国の規制値を示す。